

感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための指針

1 感染症及び食中毒の予防・まん延防止の基本的考え方

法人の運営する事業所(障害者支援センター「よつばの里」及びグループホーム「よつばの里」、以下、「法人事業所」という。)は、感染症等に対する抵抗力が弱い障害者が利用する場であり、こうした障害者等が多数生活する環境は、感染症が広がりやすい状況にあることを認識しなければなりません。

このような前提に立って法人事業所では、感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための体制を整備し、平素から予防策を実施するとともに、感染症発生時には迅速で適切な対応を図るため、感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための指針を定め、法人事業所全体で取り組むことで、利用者や職員の健康と安全を確保することとします。

2 感染症及び食中毒の予防・まん延防止の基本方針

(1) 感染症及び食中毒の予防・まん延防止の体制

感染症及び食中毒の予防・まん延防止のため、担当者を定め、委員会を設置する等法人事業所全体で取り組みます。

(2) 平常時の対策(標準予防策)

① 事業所内の衛生管理

事業所では、感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のため、事業所内の衛生保持に努めます。また、厨房設備・洗面所・トイレ・汚物処理室の整備と充実に努めるとともに、日ごろから整理整頓を心がけ、換気、清掃・消毒を定期的実施し、事業所内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

② 介護・看護ケアと感染症対策

介護・看護の場面では、職員の手洗い、うがいを徹底し、必要に応じてマスクを着用します。また、血液・体液・排泄物等を扱う場合は、細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③ 外来者への衛生管理の周知徹底を図り、まん延防止を図ります。

(3) 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、事業所ごとに準拠するマニュアル(別添)の手順に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図ります。

① 発生時状況の把握

② まん延防止のための措置

③ 有症者への対応

④ 関係機関との連携

④ 行政への報告

事業所の管理者は、次のような場合には迅速に鶴岡市の主管課に報告するとともに、保健所への報告を行い発生時の対策等の指示を仰ぎます。

【報告が必要な場合】

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が、1週間内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に事業所管理者が必要と認めた場合

【報告する内容】

- ア 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数
- イ 感染症又は食中毒が疑われる症状
- ウ 上記の利用者への対応や事業所における対応状況等

3 感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための体制

(1) 感染症対策委員会の設置

①設置目的

感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための対策を検討するため、法人内に感染症対策委員会を設置します。

②委員会の構成員

委員会の委員は、理事長が指名します。

③委員会の開催

委員会は、3か月ごと定期的に開催するほか、必要な都度随時開催します。

④委員会の役割

- ア 感染症予防対策及び発生時の対応の立案
- イ 指針・マニュアル等の作成
- ウ 発生時における事業所内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備
- エ 入居者・利用者・職員の健康状態の把握と対応策
- オ 新規利用者の感染症の把握と対応策
- カ 感染症・衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施（年2回以上）
- キ 事業所ごとの感染症対策実施状況の把握と評価
- ク 予防対策に必要な物品及び感染拡大防止に必要な物品の確保と補充

(2) 職員の健康管理

①直接介護に関わる職員は、年2回、その他の職員は年1回の健康診断を実施する。

インフルエンザの予防接種について、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を十分に説明し、同意を得て予防接種を行います。

②職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため完治まで適切な対応をとります。

4 感染症及び食中毒の予防・まん延防止における各職種の役割

法人事業所内において、感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための対策を行ううえで各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

| 職 種 | 役 割 |
|-------------------|--|
| 業務執行理事 | 感染症及び食中毒の予防・まん延防止体制の総括責任者 |
| 事業所管理者 主任・副主任 | 事業所間の連絡調整、関係機関との連絡調整 家族等への連絡調整 緊急時連絡体制の整備 |
| 看護職員 サービス管理責任者 | 感染対策担当者 感染対策の立案・指導 利用者、職員の健康状態の把握 経過記録の整備 |
| 上記以外の職員 | 各マニュアルに沿ったケアの確立 利用者の状態把握 衛生管理の徹底 |

5 感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための職員教育・訓練の実施

障害者支援に携わる全ての職員に対して、感染症対策委員会を通して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに、指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図るため、職員教育・訓練を実施します。

(1) 教育・研修

- ①定期的な研修会の実施（年2回以上）
- ②新任者に対する感染症対策研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

(2) 訓練

平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において迅速に行動できるよう、年2回以上の訓練を定期的に行います。

6 感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための指針の閲覧について

この指針は、利用者・家族等に感染症及び食中毒の予防・まん延防止対策への理解と協力を得るため、法人ホームページ上に掲載するなど、積極的な情報提供に努めます。

附 則 この指針は、令和5年1月20日から施行する。

附 則 この指針は、令和6年3月12日一部改正、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この指針は、令和7年3月11日一部改正、令和7年4月1日から施行する。

【法人事業所が当面準拠するマニュアル】（別添）

| 区 分 | 準拠するマニュアル等（厚生労働省） | 摘 要 |
|-----------|---------------------------------|---------|
| 障害者支援センター | 障害サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル(通所) | 令和2年12月 |
| グループホーム | 障害サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル(入所) | 令和2年12月 |

【感染症対策委員会の構成】（理事長の指名）

| 区 分 | 委 員 | 摘 要 |
|-----------|-----------|---------|
| 法人事務局 | 業務執行理事 | 委員長 |
| 障害者支援センター | サービス管理責任者 | 感染対策担当者 |
| グループホーム | サービス管理責任者 | 感染対策担当者 |